栃木市告示第３５１号

令和８年１０月３０日付け栃木市告示第３４８号により告示した地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係者は、当該地域計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに栃木市に意見書を提出することができる。

令和　８年１１月　５日

栃木市長　琴　寄　昌　男

１．縦覧期間

自　令和　８年１１月　６日

至　令和　８年１１月１９日

２．縦覧場所

栃木市役所産業振興部農業振興課　栃木市万町９番２５号

３．その他

（１）意見書の提出方法等

ア　意見のあるときは、農業振興課に文書により提出すること。